

# 防犯対策マニュアル

## 不審者の対応



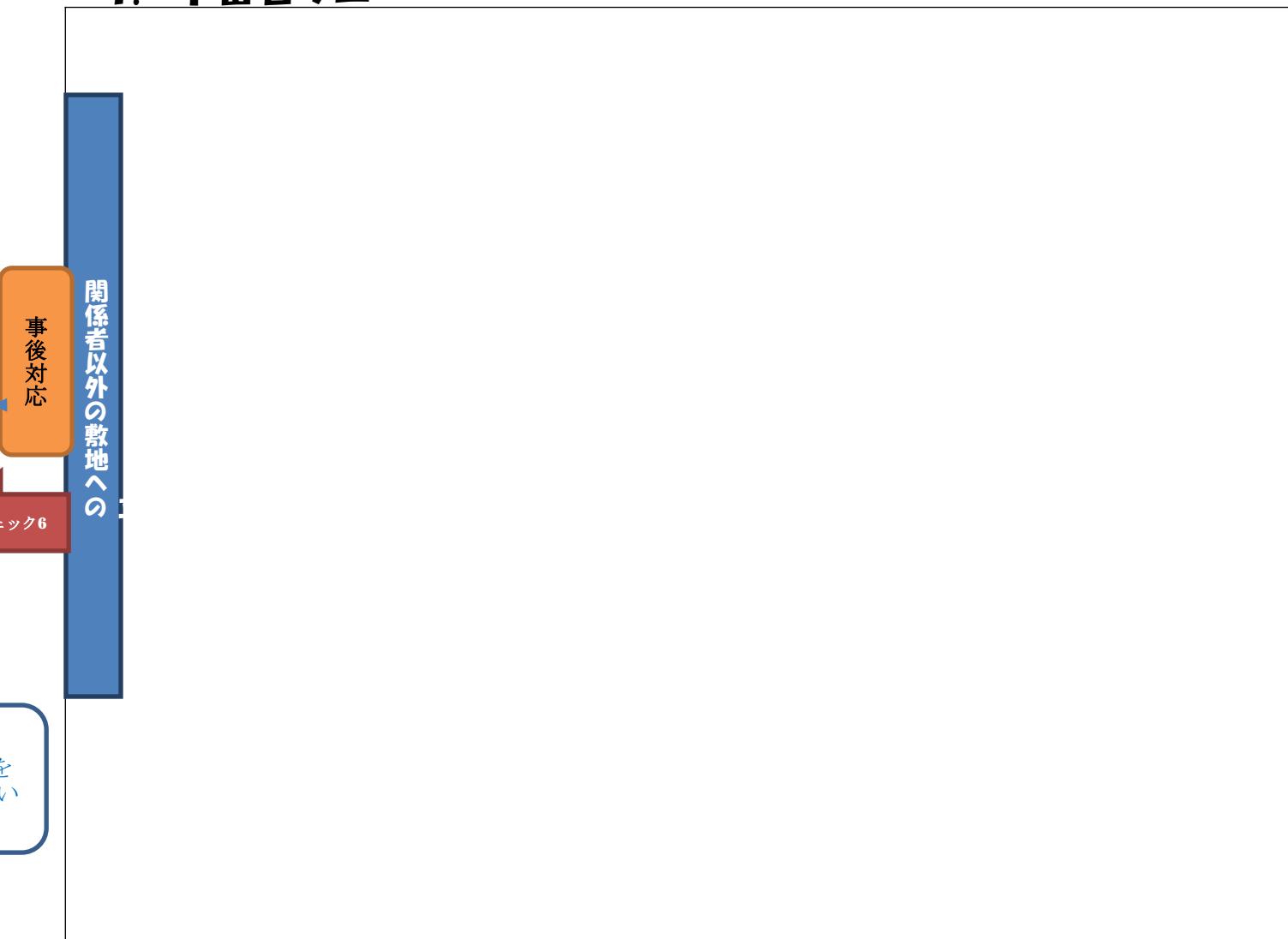
株式会社 Growing together  
多機能型事業所 Dear Families  
令和6年10月1日 作成

## 目次

1. 不審者対応フロー
2. チェック ・ ・ ・ 不審者かどうか
3. チェック ・ ・ ・ 退去を求める
4. チェック ・ ・ ・ 通報 + 避難

- 5. チェック ・ ・ ・ 誘導・防御
- 6. チェック ・ ・ ・ 事後対応

## 1. 不審者フロー



## 2. チェック1 不審者かどうか

### • 不審者の定義

不審者とは 「敷地内に正当な理由なく侵入してきた者」 の事を言う  
以下の手順で不審者かどうかを確認する。

外見を確認する。

顔の確認できないフルフェイスヘルメット等をかぶっている、刃物やバットなどの凶器を持っている、泥酔している など、明らかな場合は不審者と見なす。

外見上の明らかな不審者を施設内で確認した場合は、即座にチェック3の  
「通報+避難」の段階に向かう。

声掛けを行い要件を伺う。

- ・声掛けを行う際は1~1.5m程度離れた位置から行う。
- ・利用者の関係者を名乗る場合は、利用者に確認する。
- ・業者の場合は目的を確認する。

〈参考例〉

「こんにちは。

(施設名) のものです。本日はどのようなご用件でしょうか？」

施設名を名乗り、個人名を名乗るのは控えましょう。

出来る限り丁寧な口調で、笑顔で接しましょう。

## 3. チェック2 退去を求める

周りの職員に声掛けをする。

不審者の疑いのあるものが施設内にいる事を周囲の職員に知らせる。  
声掛けを行う担当、通報を行う担当を決める。

通報を行う担当は、

- ・出来る限り現場職員よりも事務や調理などが望ましい。  
(児童、高齢者を避難させる担当者を必ず確保する)
- ・警備会社への通報の為、会社の携帯電話を持つ。  
(不審者対応者を確認できなくなる位置にある場合は後回し)

丁寧に、敷地および敷地周辺から退去いただくように求める。

〈参考例〉

「お急ぎのご用件が無いようですので、本日のところは敷地内に入る事が出来ません。  
すみませんが、あちらからご退出お願ひいたします。」

↑  
丁寧な口調で、相手を刺激しないようにする

## 4. チェック3 通報+避難

来訪者が不審者であった場合、通報を行い、利用者の避難を行う。

通報

不審者であると判定したことを通報担当者に伝える  
手を大きくパーにしてまっすぐに頭上に上げる。

通報者が確認できるよう、最低5秒上げる。

・119番通報・・・大声で周囲に知らせる。

・110番通報・・・出来る限りGPS機能のついた携帯電話を用いる。



＜警察への対応

(例) 多機能型事業所 Dear Families

柏屋郡篠栗町尾仲619番地1の多機能型事業所 Dear Familiesです。

「事業所に不審者が侵入しました。

私は職員の〇〇です。

侵入者は、(人数) (性別) (体形) (服の特徴) です。

(負傷者が居ればその旨も伝える)」

警察への通報は複数人が複数回行つてもよい。

- ・所内伝達・・・「**不審者がいます！**」と**大きな声**で所内に知らせる。

#### 避難

- ・複数担任のクラスは手分けしてトイレやベランダなどの死角に児童や高齢者がいないか確認する。
- ・不審者から目の届かない位置に避難する。
- ・避難後は必ず人数確認をして管理者・児童発達支援管理責任者・リーダー等に連絡する。

## 5. チェック4 誘導・防御

### 誘導

誘導とは、利用者から不審者を遠ざける位置に誘導する事を言う。

誘導に応じない場合は無理をしない。

特に暴言や暴力的な行動をとる不審者には絶対に近づかない。

### 防御

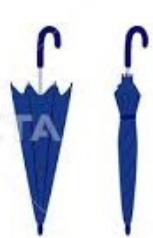
防御とは、不審者から利用者の注意をそらさせ、近づかないようにする事を言う。

不審者との距離を取る事を主目的とする。

身近なものを手に取り、こちらの意思が通じなかったり暴力的な行動をとる不審者への威嚇を行う。訓練を受けていない者が“**攻撃**”を加えると道具等を取られて武器を与える結果になる事があるため注意する。

手近なものを手当たり次第に投げるのも有効。

＜身近な道具 例＞



pixta.jp - 34422659



## 6. チェック5 再び侵入したか

過去に応じた不審者が再び侵入を試みる可能性があるため、不審者対応を行った職員はしばらく侵入経路を監視する。

## 7. チェック6 事後対応

- ・篠栗町役場に連絡して状況報告をする。  
(福祉課 障がい者支援係 電話092-947-1356)
- ・福岡県庁 障がい福祉課 障がいサービス指定・指導係  
(092-643-3312)に連絡して状況報告をする。
- ・その他、警察や消防など連絡できていない各機関に状況報告をする。
- ・民生委員や市長など、地域の役員に状況報告を行う。